

令和3年12月28日

## 中間貯蔵・環境安全事業株式会社指名停止措置について

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

下記のとおり指名停止措置を行いました。

### 記

1. 指名停止措置業者名及び住所：スミセキ・コンテック株式会社  
北海道札幌市中央区北2条西13-1-37
2. 指名停止措置期間：1ヵ月 令和3年12月28日～令和4年1月27日
3. 指名停止措置の範囲：北海道PCB処理事業所に係る案件

#### 4. 事実概要

スミセキ・コンテック㈱が工事現場で移動式クレーンを使用し製品の荷下ろし作業を行った際、転倒防止装置の不十分な設定により同クレーンが横転した。このことにより荷台上で作業していた作業員が負傷し4日以上 of 休業となったが、同社はクレーン転倒を隠蔽し、作業員が自社の苫小牧営業所の構内においてトラックの荷台上で作業中に資材につまづき、同荷台から転落して負傷したという虚偽の報告を苫小牧労働基準監督署に行なった。

その後事実が判明し、本年9月28日貴社物流事業部営業部長及び苫小牧営業所長は労働安全衛生法違反で札幌簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けた。

#### 5. 指名停止措置理由

上記4は、「指名停止措置要領」別表第2第14号（不正又は不誠実な行為）に該当すると認められる。

「指名停止等措置要領」別表第2第14号

| 措置要件  | 期間                           |
|---|------------------------------|
| (不正又は不誠実な行為)<br>14 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 | 当該認定をした日から<br>1ヵ月以上<br>9ヵ月以内 |

以上